

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	令和元年度第1回 木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	令和元年7月31日（水） 午後2時～午後3時50分	場 所	木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室（公開）
出 席 者	委 員	<input checked="" type="checkbox"/> 澤井委員（会長） <input type="checkbox"/> 新川委員（副会長） <input checked="" type="checkbox"/> 可知委員 <input checked="" type="checkbox"/> 福本委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山岡委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山口委員 <input checked="" type="checkbox"/> 駕田委員 <input checked="" type="checkbox"/> 神野委員 <input checked="" type="checkbox"/> 辻野委員 （出席： <input checked="" type="checkbox"/> ） （欠席： <input type="checkbox"/> ）	
	その他出席者	（傍聴者）1名	
	席 務	（事務局：総務部財政課行財政改革推進室） 池尻総務部長、城田室長、広瀬主任	
議 題	1. 開 会 2. 議 事 （1）第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について（報告） （2）第3次行財政改革行動計画外部評価の実施について（審議） ・令和元年度「第3次行財政改革行動計画」外部評価実施要領（案）について ・評価対象項目の決定について 3. そ の 他 （1）第2回・第3回委員会の日程調整 （2）組織改正について （3）外部評価の追加資料について 4. 閉 会		
会議結果要旨	・第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について説明を受けた。 ・令和元年度の第3次行財政改革行動計画外部評価の実施要領（案）について、原案どおり決定した。 ・令和元年度の第3次行財政改革行動計画外部評価の評価対象項目の選定を行い、次の項目を決定した。 ○N○. 1「市民協働の推進」 ○N○. 5「審議会等の公募委員導入・透明性の向上」 ○N○. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」 ○N○. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」		
会議経過要旨	委員紹介 参考資料1 木津川市行財政改革推進委員会（第6期）委員名簿 ◎新規に就任した委員から自己紹介を受けた。 また、本年7月1日付の人事異動に伴い、事務局職員の紹介を受けた。		

◎：議事・進行
○：質問・意見
⇒：説明・回答

1. 開 会

◎駕田委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。

2. 議 事

(1) 第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について（報告）

◎事務局から、第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について報告を受けた。

資料1-1 第3次木津川市行財政改革行動計画進捗状況（平成30年度末）

質疑応答など

○12ページのNo. 89「加茂プール跡地の利活用」について、境界確定が完了したのか。

⇒完了しています。

○加茂プールの跡地を売却する方向で進んでいるのか。

⇒売却する方向で検討していますが、建物の撤去費用が高額になるため、現状のままで売却できないかを含め検討しています。

○効果が大きいと考えるので、話を前に進めてもらいたい。また、No. 90「加茂プラネタリウム館の廃止」とNo. 91「加茂青少年山の家」の運営停止について、今後の方向性としてどのように進められているのか。

⇒加茂青少年山の家については、京都府所有の建物であるため、本市が処分することはできません。民間企業からの問合せもありますが、現在は、京都府と本市の教育委員会との間で、どのような方向性で整理するのが良いかを検討している段階です。

○両施設ともに価値は高いのでは。民間事業者による成功事例もあるので、近隣地域だけではなく、オールジャパン規模での情報発信によって広く情報提供を求め、将来に結びつけてほしい。

○施設の維持管理費はかかっているのか。かかっているのであれば、それは京都府と市のどちらが負担しているのか。

⇒加茂プラネタリウム館については、映像の投影機械が高価なため、セキュリティに関する費用がかかっています。加茂青少年山の家では、市がテニスコートを運営している関係で電気代や機械警備など維持管理経費を本市が負担しています。

○5ページのNo. 36「防犯灯のLED化」に記載している効果額は、電気料金からの算出なのか。電球交換に係る作業費などは含まれていないのか。

⇒従来の防犯灯をLED化することで長期間の使用が可能になり、電球交換費用も削減できることは承知していますが、ここでの効果額に関しては、電気料金の削減額のみを示しています。

⇒補足となりますが、従来から防犯灯球交換については、地元地域の経費で負担してもらっています。その費用に対して、市から地域活動支援交付金を交付し、多くの地域で費用に充てていただいていたところですが、LED化により今後この費用の必要性は無くなります。

○では、交付金の削減は検討していないのか。

⇒この件については各方面からご意見をいただいたところですが、LED化による影響を含めた見直しを行い、1年間の周知期間を経て令和2年度から新しい基準で交付することになりました。

(2) 第3次行財政改革行動計画外部評価の実施について（審議）

- ・令和元年度「第3次行財政改革行動計画」外部評価実施要領（案）について

◎事務局から、第3次行財政改革行動計画外部評価の実施要領（案）について説明を受け、原案どおり決定した。

資料2-1 令和元年度「第3次行財政改革行動計画」外部評価実施要領（案）について

質疑応答など

○外部評価シートの提出は、当日か後日ということだが、一定のルールづけが必要ではないか。評価だけなら当日の提出も可能と考えるが、詳細な意見を記入するとなると、当日中の提出は難しいのではないか。皆さんのご意見を伺いたい。

○評価角度は、委員によってさまざまであり、統一することは難しいのではないか。

○要するに委員に対してどこまでの評価を求めるのかということではないか。項目内容について、「適当」「改善の余地あり」「要改善」という評価を行い、簡単な意見を述べるくらいであれば当日にも提出できそうだが、それでは、意見が項目の今後に反映されるのか心もとなく思う。

○評価は「適当」「改善の余地あり」「要改善」を選択し、意見については委員が自由に記入するのがいいのではないか。

○意見をどこまで書くのかは、委員各々の考えで記入せざるを得ないのではないか。

○資料2-1には「当日又は後日に提出」とあるので、当日であれば簡略化した意見にし、後日であればより精査した意見を記入することができるのではないか。しかしそれでは、簡略化された意見と精査された意見とが混在し、意見の深みに違いが出てしまうことが危惧される。

- 基本的には当日の提出でいいのではないか。
- 意見もさまざまであり、統一することも難しいので、当日に記入できる人は記入してもよいし、当日が難しいのであれば後日の提出でもよいこととしてはどうか。
- ではシートは、当日または2週間程度以内の時期に、各人が提出するということでした。
- 項目にも多種多様な案件がある。端的に評価し意見を書きやすいものもあれば、そうでない項目もあるだろう。評価に時間のかかる項目の場合は、後日に提出ということを当日のヒアリング後に決めてもいいかもしれない。
- ◎以上でよろしいか。(⇒異議なし。)

⇒ご審議ありがとうございました。それでは、外部評価実施要領(案)については、「案」の削除をお願いします。
また、外部評価シート裏面の中間報告等の必要性の有無の確認欄については、全ての項目について中間報告を行うことから削除し、別紙1の外部評価シートによって行うことで、よろしくをお願いします。

(2) 第3次行財政改革行動計画外部評価の実施について(審議)
・評価対象項目の決定について

◎事務局から、第3次行財政改革行動計画の外部評価調査票のまとめの説明を受け、委員の審議により、評価対象項目を決定した。

- ・No. 1「市民協働の推進」(マチオモイ部学研企画課)
- ・No. 5「審議会等の公募委員導入・透明性の向上」(市長直轄組織人事秘書課)
- ・No. 63「外郭団体の見直し(社会福祉協議会)」(健康福祉部社会福祉課)
- ・No. 87「公民館講座(受益者負担)の見直し」(教育部社会教育課)

資料2-2 第3次行財政改革行動計画外部評価調査票とりまとめ

関連資料①~⑤

質疑応答など

- ◎選定前に、議事(1)で説明があったように、平成30年度末の第3次木津川市行財政改革行動計画には、新たに5項目が追加されている。評価対象項目にこれらの項目も含めるか否かについて、委員の皆さんの意見を伺いたい。
- 新たに追加したといっても、例えばリサイクル研修ステーションや木津

老人福祉センター浴場の廃止などは、過去に行財政改革推進委員会で審議した項目でもあるので、候補に入れなくてもよいと考える。

○項目としては進行している内容か。

⇒平成30年度に何らかの成果があったことで、追加したものです。

◎他に意見等がないため、今回の外部評価では、以前に選定した13項目から決定することでよいか。(⇒異議なし。)

○No. 4「都市公園等の市民自主管理」については、本来、市が公園の維持管理を行うところを、地域の団体等がそれを行うことで、財政効果も高くなると考えられる。そこで、関連資料②に活動団体一覧があるが、市が維持管理した場合と活動団体が維持管理する場合とでは、それぞれどれくらいの費用がかかるということはわかるのか。

⇒各々の公園にかかる維持管理費につきましては、資料の持ち合わせがないためお答えできません。ちなみにこの制度では、活動団体等に交付される交付金はポイント制になっており、1ポイントを20円に換算します。例えば、面積が1,500㎡の公園で除草活動した場合、公園面積1,500㎡×1回×1ポイント=1,500ポイントとなり、交付金は30,000円(1ポイント20円換算)となります。

○もっと制度をわかりやすく、シンプルなものとするのが良い。

自治会としても自立していくことが必要であり、隣近所の人たちと自分たちの身近な公園を協働で管理することで活動費も得られる。また老人会など有志の集まりでは、集会所の使用料を自費で支払っているケースもあり、活動に取り組むことで活動費が賄える。良い制度であり、この取組みをわかりやすくPRすることで、活動団体を増やしてもらいたい。

○No. 88「入札・契約制度の適正運用」については、関連資料がないが、全体を見渡せるような資料を用意することは難しいか。

⇒個別の内容ということであれば、対応は可能と考えますが、現時点では、資料2-2に記載されている内容でお願いできればと考えます。

○この項目に関連して、従業員の社会保険未加入や下請けに関して課題が山積しており、入札・契約の適正運用ということが今まさにクローズアップされている。そのような現状を受け、従業員の社会保険加入や、最低賃金保障などを前提として入札参加を認めるなど、いわゆる官製ワーキングプア問題を防止するための公契約条例の制定が全国的に広がっている。このような状況を踏まえ、木津川市でも取組みが進むようNo. 88を選択してはどうか。

○自治体では総合評価による入札制度がとり入れられているかが焦点である。例えば、セクシュアルハラスメント対策なども含め、総合的に評価する仕組み。木津川市においてはそのような観点が含まれていないように感じる。

○例えば建設業者ではISO認証取得の有無が評価対象に該当する。

⇒ISO認証取得については、たしか個々の仕様書において条件設定がな

されていたように思われます。

○工事関係であれば、建設業の経営審査で点数によるランクづけがなされており、社会保険未加入などがあった場合は、審査で除外されるようになっていく。外部評価では、経営審査などでフィルターがかからない部分での対応がどうなのかが焦点となるのではないかと。

○「取組実績・特記事項」の欄に「内訳書の提出・調査の厳格化」とあるが、内訳書はどのような項目が入っているのか。

⇒ここで言う内訳書とは、業者が提出した経費ごとの積上げになります。

⇒本市では入札に際し最低制限価格を設けていますが、入札業者から提出された見積書に金額の根拠を提示することを義務づけています。そうすることで業者が施工できる基準や、見積価格が適正かなどを確認しています。

○そういうことであれば、総合評価システムになっていないということか。

⇒おっしゃるような総合評価システムとはなっていません。

○ポイントは、法令違反をしているような業者を入札から排除する方法を作ることである。それについては公契約条例の中で定められているため、木津川市はまだのようだが、条例を制定している自治体も増加している。例えば千葉県などは、労働基準法違反の業者には入札参加資格を与えておらず、官製ワーキングプアを生み出さない姿勢をとっている。過去には、とても安価な入札価格で市営プールの監視業務を請け負った業者が、最低賃金を割り込んだアルバイト監視員を雇い、結果死亡事故に繋がった事例もある。そのような業者を排除する方法を構築していく時代になっているので研究してもらいたい。

⇒本市では、経営審査の点数や、災害など地元貢献で得た点数の総合点から、どの価格範囲の入札に参加できるという資格を与えています。ご指摘のような内容とまではいきませんが、事業を的確に行うための、一定程度のフィルターはかけられているのではないかと考えます。詳細については、ヒアリングにてご確認いただければと考えます。

○No. 1「市民協働の推進」について、効果額436万円を生んだ一方で、関連資料①にあるように、平成30年度では1,637万3千円の金額を補助している。また、過去に補助した事業や団体を確認すると、同様の名前の団体が、数年にわたり補助を受けている。この補助金が2019年度でなくなれば、予算を異なる事業に使うことができ、市民にとって有益ではないだろうか。資料2-2にある「市民参加に関する支援手法を検討」からわかるように、具体的な内容についてはまだ決定していないようである。早急に支援手法を構築していくことが必要ではないかと考える。No. 1を評価項目にするのがよいのではないかと。

○賛成である。ふるさと応援事業は今年度で終了するため、市民協働型事業が今後どのように展開されるのか知りたい。

⇒ふるさと応援事業は本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業となります。次年度以降の新たな事業については、現在検討されている国の次期総合戦略の方針に基づき、本市の総合戦略の策定過程で議論されていくものと考えます。外部評価の対象とするのであれば、次の展開に向けた検討を進めるうえで、タイミングとしては適当ではないかと考えます。

○関連資料①のふるさと応援事業について、各プロジェクトの活動実態はどうなのか。

⇒事業採択にあたっては、提出された事業計画に基づき、担当課での内容の確認、庁内機関での審議を経て決定しており、それぞれが事業計画に基づき活動されています。

○成果は出ているのか、また結果の報告会などあるのか。

⇒事業によって、成果の大きさには幅があると思いますが、担当課で実績報告書に基づき、事業が適正に執行されたことを確認した上で交付金を交付しています。事業として一定の成果はあったものと考えます。

○事業によって必要な事業費が異なるのではないかと考えるが、100万円などを画一的に補助しているというのは、どういうことか。

⇒たしかに総事業費としては事業によって異なりますが、補助金としては、3年間で限りに段階的に減額となるもので、初年度は250万円、次年度は150万円、最終年度は100万円が上限額となることによるものです。

○No. 5「審議会等の公募委員導入・透明性の向上」についても評価項目としたい。関連資料③からは、公募委員の割合が一番大きいのは当委員会ということになるが、他の委員会では0%というものも多い。近隣団体の状況が分からないため一概には言えないが、なぜこのように少ないのか疑問である。公募のあり方や募集方法に原因があるのか。もっと市民の声を直接聴く機会を設けることが必要と考えるので、公募委員の増加を図りたい。

⇒公募委員を増やしていく仕組みづくりについて、検討する余地はあるのではと考えますが、審議会等委員については条例で、学識経験者や各種団体の代表者など委員構成が定められています。公募委員が規定されているものが少ないのが現状ではないかと思われます。

○他市の状況はわからないが、直感的には大変少なく感じる。市民協働を重視する木津川市としては、なおのこと増やしていく必要があるのではないかと考え、評価項目としたい。

○No. 88「入札・契約制度の適正運用」はとらえ方が難しいように考えるため、今回は取り上げないことでどうか。

○評価するのであれば、タイムリーな内容がよいのではないか。例えば、消費税が増税されるということで、No. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」はどうか。

- 外郭団体の内容からも評価した方がよいのではないか。No. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」はどうか。
 - ⇒現在候補に挙がっている項目は、No. 1「市民協働の推進」、No. 5「審議会等の公募委員導入・透明性の向上」、No. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」、No. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」の4項目です。
 - No. 63やNo. 64「外郭団体の見直し（シルバー人材センター）」は、過去の事業仕分けでも審議し、委員会として一定の結論を出した項目である。それであれば、手つかずのNo. 88を選択してみてはどうか。
 - 市全体の公契約を議論することが必要と考える。
 - 建設関係だけでは議論の内容に偏りが生まれるのでは。
 - 所管課が建設部指導検査課となっていることから、ここだけをターゲットにすると、議論の範囲が狭くなる。
 - ⇒No. 88は集約項目でもあり、評価の仕方によっては難しくなるのではないのでしょうか。
 - ⇒入札全体としては指導検査課が担当しており、一定の対応は可能と考えます。
 - 所管部局が建設部ということで、既にバイアスがかかっているのではないか。
 - ⇒随意契約の内容については、それぞれの担当課で対応することになりますが、指導検査課はその指針も定めており、契約関係全体のコントロールは行えているものと考えます。
 - 評価するのであれば、随意契約を含めて行いたい。
 - 金額が大きい建設関係など一部だけを対象としても、議論したい内容にならないので、あまり意味がないのではないかと。
 - No. 88については、範囲を広げ全体が見渡せるよう検討してから、評価していくことにしてはどうか。
 - 範囲を広げられれば、議論する価値は十分にある項目と考える。
 - ◎それでは、選定した外部評価対象項目の確認を行う。
 - ・No. 1「市民協働の推進」
 - ・No. 5「審議会等の公募委員導入・透明性の向上」
 - ・No. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」
 - ・No. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」
- 以上でよろしいか。（⇒異議なし。）

3. その他

(1) 第2回・第3回委員会の日程調整

◎第2回委員会を8月に開催することについて、日程調整が整わなかった

	<p>ことから、第2回委員会を10月30日と31日、第3回委員会を11月18日と19日を候補日とし、事務局が評価対象項目所管課と委員の予定を調整の上、後日にメールにて連絡を行う。</p> <p>参考資料3 令和元年度行財政改革推進委員会スケジュール（案）</p> <p>(2) 組織改正について</p> <p>◎事務局から前年度からの組織改正について説明を受けた。</p> <p>参考資料2 木津川市組織機構図（H31.4.1現在、H30.4.1現在）</p> <p>(3) 外部評価の追加資料について</p> <p>外部評価対象項目に関する追加資料があれば、2週間程度を目途として事務局まで連絡することを決定した。</p> <p>⇒外部評価対象項目で、追加資料のご希望がありましたら伺います。</p> <p>○No. 5「審議会等の公募委員導入・透明性の向上」について、近隣団体における審議会の状況を、可能であれば参考資料③のような資料としてまとめてほしい。</p> <p>⇒追加資料につきましては、概ね2週間程度を目途として事務局までお知らせください。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>後日事務局から、第2回・第3回行財政改革推進委員会の日程を各委員宛にメール送信する。また、2週間程度を目途として、対象項目で希望する追加資料を事務局に連絡することにする。</p>